

若柳地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年2月26日	令和7年3月5日
対象地区名(地区内の集落名)		
胆沢若柳地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	1,406.80	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1,162.25	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	86.13	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.31	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	188.48	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・基盤整備未整備地域では耕作放棄地の増加、又は基盤整備工事の遅れ。
・小区画水田のため農作業の受託引受者の減少。
・集落世帯数の減少、高齢化、担い手不足。
・スマート農業推進のためのインフラ整備の遅れ。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基盤整備未実施の地区においては、中心経営体である認定農業者や集落営農組織が水田利用を受け入れる。
基盤整備実施済の地区においては、法人組織による農地の集約・集積をさらに進める。
基盤整備実施中の地区においては、法人設立後に法人が中心経営体となり農地の集積を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	中心経営体が病気やけがなどの事情で営農継続が困難になった場合、農地中間管理事業を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への集積の促進を推進する。
(2) 基盤整備への取組	農業の生産効率及び担い手不足解消のため、基盤整備を推進する。東部地区においては基盤整備事業進行中であり、今後地域のコンセンサスを得ながら基盤整備事業の促進に努める。
(3) 新規・特産化作物の導入	初期設備投資等で経営を圧迫しないように検討しながら、地域指定作物(ピーマン等)の園芸作物に取り組む。
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	多面的機能支払交付金を活用し、農地の耕作放棄地を未然に防ぐとともに、現状把握調査を行う。
(5) 鳥獣被害防止対策の取組	既存団体(猟友会等)と連携しながら捕獲体制づくりに取り組み、被害把握に努める。
(6) スマート農業への取組	低コスト生産のためのスマート農業を推進、あわせて基地局等のインフラ整備の推進。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数 79

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	55 人	9 法人
② 認定新規就農者	6 人	法人
③ 集落営農組織	2 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	7 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	731.11 ha	1,406.80 ha	52 %
今後	919.60 ha	1,406.80 ha	65 %